

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

大阪青山大学は、「心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の増進と子どもの健やかな成長を支えることに貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う」ことを目的に、2005（平成17）年に開学した大学である。当初は健康科学部健康栄養学科という一学部一学科の大学であったが、その後、2008（平成20）年に、健康こども学科（2013（平成25）年に子ども教育学科に改称）、2015（平成27）年には「看護学科」を設置し、一学部三学科の大学へと拡充した。そして、高等教育機関としての大学のさらなる機能強化を図るために、2022（令和4）年に、新たに子ども教育学部を設置し、その下に子ども教育学科を置くことで、二学部三学科体制の大学となった。さらに、2024（令和6）年に看護学部を立ち上げ、そのもとに看護学科を置くことで、三学部三学科体制の大学とするべく現在、新学部設置申請中である。

建学の精神は、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」である。この建学の精神の下、「グローバル化する現代社会にあって我が国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」ことを大学の使命とし、「高い志をもって努力する専門的職業人を育成すること」を教育目的としている。

この教育目的を達成するために、以下の5つの教育目標を掲げている。

- ①自分の進路に自信と誇りをもって臨む人
- ②優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人
- ③日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人
- ④倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人
- ⑤グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

子ども教育学科は、当初、健康科学部の中に「①子どもの健康な発育に関連する分野を広く研究し、地域社会に貢献する。②子どもの健康な発育及び保育・教育に関する専門知識を生かしながら、深い愛情と高い技能を持って主体的に保育・教育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。」ことを目的として、「健康こども学科」として設置された。2013年に、教員養成を主たる目的とする学科であることを明確化するために、「子ども教育学科」へと名称変更を行った。その後、複雑・多様化し続ける子ども・家庭を巡る社会的諸問題に対応できる教育者・保育者の養成を主たる目的とし、2022（令和4）年より、子ども教育学部子ども教育学科として新たなスタートを切った。

近年の子ども・家庭を巡る社会的諸問題には、グローバル化への対応や子どもの貧困問題、さらには被虐待児童や発達障害児への理解・支援などがある。特に、これまで福祉の領域とされてきた子ども・家庭を巡る貧困問題や被虐待児童の問題、発達障害児への理解・支援については、学校教育や保育の場でもその対応が急務となっており、昨今の健やかな子どもの成長・発達を支援していくためには、教育と福祉の接続、連携、協働は必須となっている現状がある。また、発達障害児のみならず子ども・家庭を巡る貧困問題や被虐待児童問題の発生予防や早期発見、再発防止への取り組みについては、学校や児童相談所、福祉事務所との緊密な連携の下、切れ目ない支援を行っていかねばならない。それゆえ、これからの教育や保育の現場において、「教育と福祉の連携」に関する高度な専門的知識を有する総合的実践力のある人材育成は必要不可欠となる。

さらに、研究面でも「教育における福祉機能」と「福祉における教育機能」の統一としての「教育と福祉の連携・結合」が注目されてきている。

このような必要性から、これまでの子どもの心・身体・生活の健康に軸足を置いた学びに加え、教育と福祉における包括的な専門知識及び総合的な実践力を有した「専門的職業人」の養成を行うという目的で、子ども教育学部子ども教育学科が設置されたのである。この組織改編は、高等教育機関としてのさらなる機能強化を図るものであり、自主的な大学の機能別分化の提唱に対する本学なりの内部的な応答でもある。

なお、「教育と福祉の連携・結合」を視野におく大学は、現在のところ北摂地域には存在しておらず、その独自性も認められるところである。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学が有している教員養成課程は、小学校教諭一種課程、幼稚園教諭一種課程、栄養教諭一種課程の３つである。小学校教諭一種課程および幼稚園教諭一種課程は、今回申請を行う子ども教育学科に設置されている課程である。栄養教諭一種課程は、健康栄養学科に設置されている課程である。いずれの教員養成課程においても、それぞれの学科の専門的な学びをベースとして、学科のカリキュラム・ポリシーに則り、高い志を持って努力する専門的職業人としての教員養成を行うことを目標としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

子ども教育学科は、幼稚園教諭一種課程および小学校教諭一種課程、そして保育士課程を有する学科であり、教員養成を主たる目的とする学科である。卒業後は、資格を活かして小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、そして児童養護施設等において「先生」として働く道に進む者が、全体の約４分の３程度（年度による若干の変動あり）を占めている。

2008（平成20）年に健康こども学科として開設された当初は、幼稚園教諭一種課程と保育士課程のみを有し、乳幼児期の子どもの心身の健康・発達に関する深い見識とそれを現場で実践できる応用力を身につけた保育者（幼稚園教諭・保育士）を養成することを目的としていた。その後、地域のより多くの子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、人材養成に幅を持たせるために、2010（平成22）年に小学校教諭一種課程を追加した。これにより、幼児期から小学校段階へと接続する発達課題（小1プロブレム等）を深く理解し、その知見を現場で生かすことができる実践的な教育者・保育者の養成をすることが本学科の教員養成の目標に加わった。

さらに、2022（令和4）年4月に子ども教育学部を立ち上げ、子ども教育学部子ども教育学科とすることで、子どもの心身の健康・発達に関する深い見識とそれを現場で実践できる応用力を身につけ、その上に、複雑・多様化し続けている子ども・家庭を巡る社会的諸問題に対応できる、教育と福祉の接続・連携・協働という視点を持った教育者・保育者を育成することが本学科の教員養成の目標となった。

教員養成の計画としては、１年次には初年次教育を通して、アカデミック・リテラシーの基礎を習得し、子ども理解の基本を知り、教育・保育実践の基盤となる知識理解を主に行う。また、１年次の学びを通して、卒業後の進路やキャリア形成について考え、２年次以降の履修コースおよび希望取得資格を決定する。２年次では、卒業後の希望進路にもとづき履修コースを決定し、それぞれに１年次の学びをもとにして、初等教育コースでは、主として教育の内容についてさらに詳しく学

び、保育コースでは主として保育の内容・技術について、子ども福祉コースでは、社会的養護という観点から子どもの虐待問題をはじめとするケア・ニーズについてさらに詳しく学ぶ。また、教職課程を履修している2年次全員が対象となる大学附属幼稚園および協力園での実習（教育実習Ⅰ）を通して、実習の基礎および学んだ知識を実践にどう結び付けるのかといった視点も養う。さらに2年次後期に開講される「特別支援教育入門」において、障害や特別な支援ニーズについての概要を学ぶことで通常の学級における障害や障害疑いの子ども達への支援につながる基本的な視点を養う。また、初等教育コースの学生は、この時期に単位外の「介護等体験」の一環として地域の特別支援学校（知的障害）における2日間の学校体験を経験する。そして3年次では、初等教育コースにおいては、主として教科の指導法を学び、9月～12月頃にかけて実施される教育実習Ⅱとして小学校実習を行い、学問知と実践知の融合を図る。保育コースおよび子ども福祉コースでは、保育内容の指導法を学び、9月に実施される教育実習Ⅱとして幼稚園実習を行い、学んだ知識・理論・技術等を実践へとつなげる。さらに3年次後期に開講される健康子ども学専門ゼミナールや4年次に通年で開講される卒業研究で初等教育・保育・子ども福祉に関わる独自の課題を設定・追求し、論文としてまとめることによって、自ら考え問題解決を図る能力を育成するとともに、各自の子ども観・保育観・教育観の確立を図る。そして4年次後期の教職実践演習により、教育者・保育者としての資質・能力の確認を行う。

特別支援課程の履修については、2年次までの実習や体験を含めた学びをもとに、将来特別支援学校の教員になることを目標にしている学生や、通常の小学校や幼稚園等を進路として考えているが、将来的に加配教員や支援学級の教員になることも視野に入れている学生が履修願を提出し、3年次から必要な科目を履修することになる。ただし、複数免許の取得によって、個々の学びの質が低下することのないように、履修にあたっては教員が十分な指導を行う。基礎免許状としてメインになるのは小学校教諭一種免許状であるが、幼稚園教諭一種免許状も可能とする。それぞれに基礎免許状に関わる学びの過程で、子ども理解や初等教育・幼児教育（保育）に必要な知識や理論・技能を身につけた上に、特別支援に関する専門的な学びを得ることで、より深い多面的な子ども理解、多様な子どもへの支援を行える指導力を身につけることになる。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

<子ども教育学科（特別支援学校一種（知・肢・病））>

子ども教育学科において、今回、特別支援学校一種免許状の課程を申請する理由は、主に以下の3点である。

まず、特別支援学校一種免許状の課程を追加することで、大学の教育目標である「高い志を持って努力する専門的職業人」としての専門性の幅をさらに広げることが可能になる。それによって、本学科のカリキュラム・ポリシーにも謳っている「学生の幅広い関心に合わせた柔軟な学び」の内容をより充実させることも可能となる。また、特別支援の教育ニーズを把握し、それに対応した指導ができるという専門性は、子ども教育学部へと組織を改編するにあたって中心に据えた理念である「教育と福祉の接続・連携・協働という視点を持った教育者・保育者の育成」にも合致する専門性である。

文部科学省と厚生労働省の連携のもと進められた『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト会議第1回（平成29年12月14日（木）開催）』において、本学が所在する箕面市の教育委員会から提出された資料「放課後等デイサービス事業所と学校の連携の取り組み」では、学校と放課後等デイサービスを実施する事業所の連携が不十分であるという課題の改善に取り組んだ結果、「特別支援教育担当者には、放課後等デイサービスの制度等について周知できているが、通常の学級担任にまで周知ができていない」という新たな課題が指摘されている。実際、卒業後の進路である、小学

校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童養護施設等のいずれにおいても特別な支援ニーズがあるのに十分な支援を受けることができていない子ども達の姿がある。小学校教諭一種免許状または幼稚園教諭一種免許状取得を目指す学生が特別支援教育について専門的に学ぶことで、卒業後現場でそういった課題に対応する力の基礎を身につけることが可能になる。

特別支援学校一種免許状の課程を追加する理由の2点目は、本学科が養成しようとしている卒業時の姿と特別支援学校免許との間に相当の関連性があるからである。前述したように、本学科はもともと乳幼児期までの子どもの心身の健康・発達に関する深い見識とそれを実践できる応用力を身につけた保育者養成を目的としていた。そのため、現在のカリキュラムでも保育士課程の必修科目である、保育原理、保育の心理学、社会的養護Ⅰ、社会福祉などを学科の卒業必修科目としている。つまり本学科に入学してくる学生は、必ず保育の基本的な考えや社会的養護の考えを学び、乳幼児期の子どもの認知的発達の特徴について一定の知識・理解を有することが求められている。一方で、特別支援学校において、障害の程度に応じて行われる自立活動の指導を考える際には、個々の子どもの興味関心に合わせた、遊びを通した主体的な学びという保育の基本的な考えを応用できる力が重要となってくる。また、インクルーシブ教育は、合理的な配慮を行うことで障害のある子も障害のない子も共に学ぶという活動を保障し、一人一人の子どもの興味関心に沿って構成された環境の中で、子ども自身が主体的に自立に向けて学ぶことが求められる。学科の必修科目の学びを通して、これらの考えの基礎を修得した上に、特別支援教育について学ぶことで、学生自身のより深い学びにつながると考えられる。さらに、社会的養護についての専門的な学びは、子ども自身の障害以外の特別な支援ニーズ、例えば精神障害のある保護者のもとで成長する子どもの指導や外国籍の子どもの指導など、定型発達児への指導とは異なる配慮を、小学校教諭や幼稚園教諭、保育教諭、児童指導員などの「先生」として将来考える際のベースともなる。

特別支援学校一種免許状の課程を追加する3点目の理由は、地域の公立小学校における教員不足の解消に貢献できる可能性があると考えからである。

文部科学省内に設けられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の令和3年1月の報告書の有識者会議参考資料（参考資料10）によれば、平成21年に比べて令和元年には義務教育段階の全児童生徒数は約10%減少しているのに対して、特別支援学校、特別支援学級、通級指導学級で学ぶ児童の全児童生徒数に占める割合は2.3%から5.0%へと倍増している。つまり、少子化で小中学校の在籍者数は減少しているにも関わらず、特別な支援ニーズのある児童生徒の割合が増加していることをも意味している。さらに、平成19年より本格的に開始された特別支援教育の考えが広く普及する中で、個別のニーズへの対応を必要としている児童や、そういった対応を希望する保護者が増えていることも考えられる。

そのような中で、本学が所在している北摂地域においても特別支援学校が不足していることは明らかであり、「阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の整備」事業が現在進行している。また、2021（令和3）年5月に文部科学省が行った調査結果で、全国の公立小中学校の教員が不足しているという公表もなされている（令和4年1月31日報道）。その中でも特別支援学校の教員不足は顕著であり、特別支援学校の教員確保は喫緊の課題ともなっている。さらに、大阪府においては、特別支援教育に携わる教員の特別支援学校の免許の保有率は全国平均と比較して低いレベルに留まっているという現状がある。

また、通常学級で働く教員にとっても特別支援の知識は必須なものとなっている。令和4年12月13日付で文部科学省より報道発表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）について」では、通常学級に通う公立小中学校の児童生徒のうち、「学習面又は行動面に著しい困難を示す」の該当割合が8.8%であることが報告されており、平成24年実施の

同様の調査結果と比較して、通常学級に在籍する発達障害等の特別な教育支援ニーズがある児童生徒の割合がさらに増加傾向にある可能性が示唆されている。同時に、「校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されているか」の回答では、70.6%が「必要と判断されていない」となっており、特別な支援ニーズを有する児童生徒の増加に見合った対応ができていない現状が伺える。

したがって、これからの教員には、配慮を必要とする幼児・児童への個別最適な関わりを行う上で、軽度の知的障害や発達障害に関する知識が必須なのである。

実際、本学科の卒業生で、新任教員として特別支援学級の担任をすることや、幼稚園・保育園において、加配が必要とされる幼児の担当をすることも多く、特別支援教育・保育に携わる卒業生は毎年一定数存在している。それゆえ、本学科に特別支援課程を置くことは、将来的に卒業生の学び直しの場として機能しうる可能性を有し、さらには大阪青山大学が北摂地域の教育を下支えする機能を持つことにも通じるのである。

以上の理由から、教育と福祉の連携・接続をより意識し、さらなる専門性を身に付け、地域に根差した教員養成を行うために、特別支援学校一種免許状の課程の設置をここに申請する。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	大阪青山大学教職課程運営委員会
目 的：	本学の教職課程の質の保証・向上及び学生に対する責任ある教職指導の遂行並びに教職課程の円滑な運営を図る。
責 任 者：	委員長：子ども教育学部長
構成員（役職・人数）：	子ども教育学部長 1 名、教職課程を置く学科の長 2 名、教職課程を置く学科から選ばれた教員各 2 名、保育・教職支援室長 1 名、情報教育センター長 1 名、共通教育部長 1 名、教務部長 1 名、その他、委員長が必要と認める者
運営方法：	年に数回会議を開催し、下記の内容について審議・検討を行っている。 (1) 教職課程の自己点検・評価に関すること。 (2) 教職課程のカリキュラム及び履修に関すること。 (3) 教育実習及び介護等体験に関すること。 (4) 教職課程の履修者に対する指導、助言に関すること。 (5) 教員養成に関する地方自治体等との協議に関すること。 (6) 教員養成の状況に関する情報公開に関すること。 (7) その他、教職課程に関する必要な事項

②

組織名称：	教員養成等連絡協議会
目 的：	近隣自治体等の構成員を含む協議会を設置し、大阪青山大学教職課程運営委員会規程第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる事項について協議を行う。
責 任 者：	委員長：子ども教育学部長
構成員（役職・人数）：	子ども教育学部長 1 名、健康栄養学科長 1 名、子ども教育学科長 1 名、保育・教職支援室長 1 名、教職課程科目担当者 3 名、箕面市教育委員会から推薦を受けた者 2 名
運営方法：	教職課程運営委員会の要請を受けて、教員養成に関する以下の事項について、地方自治体等の構成員との意見交換・聴取を行い、その結果を教職課程運営委員会に上申する。 (1) 教員育成ビジョン共有のための意見交換 (2) 教職課程カリキュラムに係る意見交換 (3) 公開研究会や学校ボランティア参画への情報交換 (4) 教育委員会・大学間の人的交流に関する意見交換 (5) 教育実習に関する意見交換（連絡・調整を含む） (6) その他、委員長が必要と認めた事項

③

組織名称：	教育実習専門部会
目 的：	大阪青山大学教職課程運営委員会の実習等に関する事項を必要に応じて専門的に審議する。

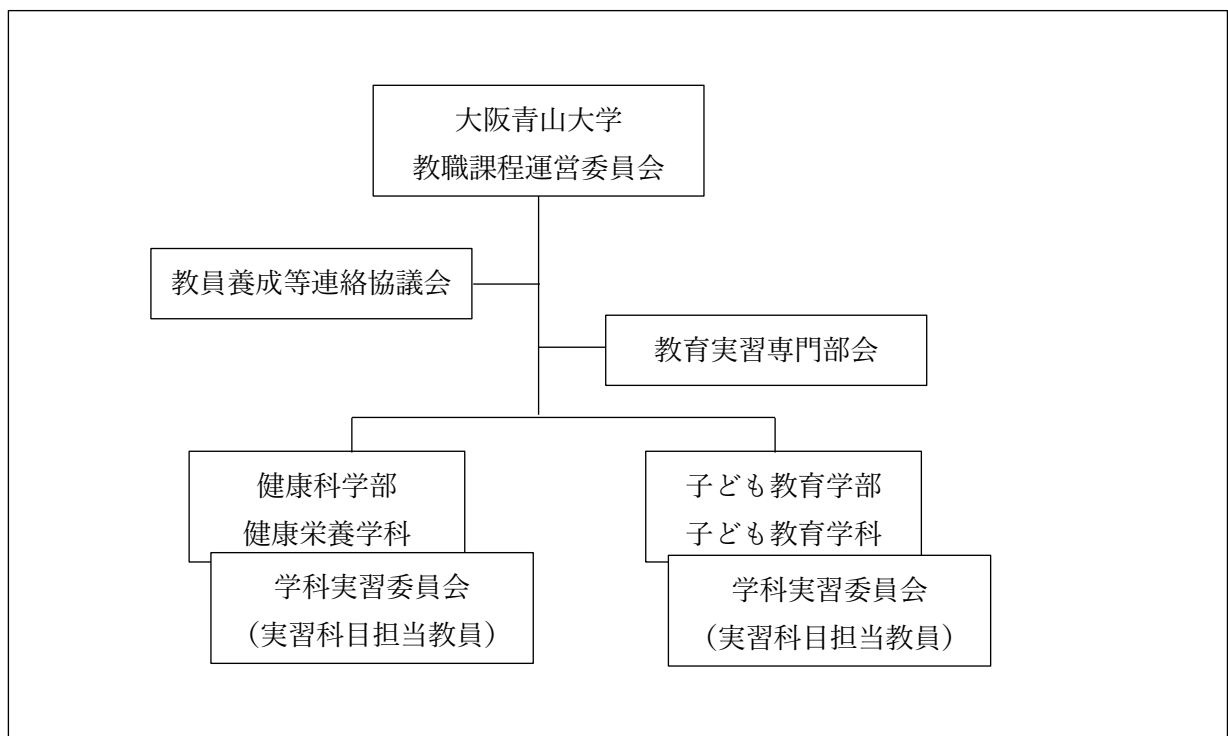
様式 7 号イ

責 任 者：	委員長：子ども教育学部長
構成員（役職・人数）：	子ども教育学部長 1 名、健康栄養学科長 1 名、子ども教育学科長 1 名、保育・教職支援室長 1 名、教育実習科目担当者 3 名、教育実習指導担当教員より委員長が指名した者 2 名
運営方法：	教職課程運営委員会の要請を受けて、会議を開催し、下記の内容について審議・検討を行い、その結果を教職課程運営委員会に上申する。 (1) 教育実習の企画・立案及び運営に関すること (2) 実習校との連絡・協議に関すること (3) 教育実習の受講資格及び許可に関すること (4) 教育実習における学生評価に関すること (5) その他、教育実習に関すること

④

組織名称：	子ども教育学科実習委員会
目 的：	子ども教育学科の教育実習、保育実習、介護等体験に関わる内容について、審議・検討する。
責 任 者：	委員長：保育・教職支援室長
構成員（役職・人数）：	委員長 1 名、副委員長 1 名、学科の教育実習等の担当教員 6 名、保育・教職支援室のスタッフ 2 名
運営方法：	幼稚園及び保育実習に関わる担当と小学校および介護等体験に関わる担当とに分かれ、毎月定期的な会合を行い、合同会議で実習許可に関する審議や学生の実習に関する情報共有、実習に関わる業務および実習の質の向上に関する検討等を行っている。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

- ・キャンパス所在地である箕面市および川西市、そして、両市と近接する池田市と、教育・研究や子育て支援、まちづくりなどさまざまな分野での連携と相互協力を約束する連携協定を締結し、各種行事へ参加や市民講座等への講師派遣を行っている。
- ・箕面市教育委員会と 2013（平成 25 年）年 8 月 27 日に包括連携協定締結。
- ・教員養成等連絡協議会を 2019（平成 31 年）年 4 月 1 日に設置し、コロナ禍を経て、令和 4 年度より定期的に会合の場を設けている。箕面市教育委員会との定期的な話し合いにより、本学の教職課程において現場の意見をより反映させた教育を行うことができるようにつとめている。
- ・「大阪青山大学と箕面市及び箕面市教育委員会との保育・幼児教育の質の向上に係る連携協定に関する協定書」を 2022（令和 4 年）年 2 月 15 日に締結した。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	教育・保育ボランティア活動
連携先との調整方法：	保育・教職支援室が教育委員会や地域の学校園からの依頼等を受けて、支援室の掲示板に掲示をし、ボランティア希望の学生に適宜案内をしている。
具体的な内容：	ボランティア論の授業終了後にボランティア活動の継続を希望する学生に対して、ボランティア論の担当教員が授業で招聘したゲストティーチャーと連絡を取り、適宜活動につなげている。

Ⅲ. 教職指導の状況

教職課程に関する履修指導については、入学時およびセメスターごとの履修登録時にオリエンテーションの機会を設け、教員免許状取得に必要な心構えや授業科目等に関する指導を行っている。個別の履修状況については、クラス担任によって理解・把握されているが、教員免許状取得に際する学修・生活状況に課題があると考えられる場合は、担任あるいは学科実習委員らによって個人面談を実施している。個人面談では、免許状取得の意思が明確であるか確認し、学修・生活上の自己課題認識を促している。また、学生の個別課題に応じてリテラシーサポートセンターや学生相談室との連携・協働も行っている。

教育実習に関する全学的な企画・運営については「教職課程運営委員会」および、そのもとに設けられている「教育実習専門部会」が担っており、各実習協力校（園）及び教育委員会等との連携・協力については、実習科目を担当している学科教員で構成される「学科実習委員会」が連絡・調整を行っている。実習期間中の訪問指導については、学科全専任教員が行い、各学生の状況に応じた実習訪問担当教員を配置している。実習期間中、実習先から改善を求められる実習上の諸課題や止むを得ず生じた不測の事態（病欠や休校・園などに関する実習の補充）等については、訪問担当教員と実習委員および保育・教職支援室が連携しながら対応し、教育実習における学びが深化するよう常時努めている。実習後は、実習訪問担当教員及び実習科目担当者による事後指導を実施し、学生と教員の協働による実習内容の省察を行い、そこから新たに生じる実習の課題等への個別指導を適宜行っている。

公立学校教員採用試験や私立幼稚園等の受験指導等については、教職担当の学科専任教員と保

様式7号イ

育・教職支援室が中心となり、単位外の「保育・教職応用演習」で教職教養や面談指導、模擬授業の指導を行っている。また、東京アカデミーによる対策講座も学内で開催し、公立学校教員採用試験の受験を希望する学生への学修機会を提供している。さらに、卒業生に対しても引き続き採用試験対策を実施している他、早期離職が懸念される職場不適応者へのフォローや指導、再就職支援等を手厚く行っている。

様式第7号ウ

＜子ども教育学部子ども教育学科＞（認定課程：特支一種免（知・肢・病））

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	「キャリアデザイン」「学修基礎演習」を通して、大学での学びの姿勢を形成し、4年間の学びの見通しを持てる。 また、「健康子ども学Ⅰ」「保育の心理学」を通して、子ども理解の基礎を形成し、「社会福祉」では、社会福祉の基礎知識を修得する。 特別支援学校教諭一種免許状の取得のために必要となる基礎免許状取得の学びを始める。基礎免許状は、小学校教諭一種免許状および幼稚園教諭一種免許状であり、1年次前期では、教科に関する専門的事項および領域に関する専門的事項の一部を修得する。
	後期	「教育と福祉」で教育と福祉の連携の重要性について理解する。また、「健康子ども学基礎ゼミナール」や「子どもの健康と生活」を通して、教育・保育に関する基礎教養の形成を図り、自身のキャリア設計と関連付ける形で、2年からの履修コースおよび希望取得資格を最終的に決定する。 また、前期に続いて、教科に関する専門的事項および領域に関する専門的事項を学び、加えて教育の基礎的理解に関する科目の学びも始まる。さらに、「ICT活用の理論と方法」を学ぶことで、2年次以降の教科の指導法および領域の指導法の学びにおけるICT活用の基礎を修得する。
2年次	前期	履修コースおよび取得希望資格に合わせて、必要な知識・スキルの獲得を行う。 小学校課程は、教科に関する専門的事項を中心に、幼稚園課程は各領域の指導法を中心に基本的な知識・スキルを修得する。また、9月に実施される「教育実習Ⅰ」に向けて、「教育原理」「教職論」「保育者論」などを通して教育の基礎的理解について学ぶ。 「教育実習Ⅰ」では、実習に臨む姿勢や準備事項、実習の流れ、実習生としてのマナーなどの基本を実践的に学ぶ。実習経験を通して、現場で必要とされる知識・スキルと今までの基礎的な学びの関連を理解し、学問知を学ぶ意義を理解する。
	後期	前期に引き続き、教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項に加えて、各教科の指導法を学ぶ。また、各教科、各領域の専門的事項についての修得を前提に教育・保育のカリキュラムについても理解する。 また、基礎免許状の課程の特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解の科目である「特別支援教育入門」の学びを通して、障害や特別な支援ニーズについて広く基礎的な理解を得る。
3年次	前期	2年次までの基礎免許状に関わる学びをふまえた特別支援課程の学びが開始する。前期は、知的障害児の心理・生理・病理および指導法の基礎について修得する。 基礎免許状の小学校・幼稚園課程については、後期の教育実習Ⅱに向けて、教科の指導法および領域の指導法をより深く学び、子どもとの関わりや授業の指導計画や保育計画の立案等の必要なスキルを身につける。
	後期	「特別支援教育概論」で、特別支援教育の歴史・理念・制度や教育関係法規について広く学ぶ。また、肢体不自由児の心理・生理・病理および指導法の基礎の学びに加えて、病弱児の心理・生理・病理やLD等の発達障害について専門的に学び、理解する。 幼稚園については9月、小学校については9～12月の間に実施される「教育実習Ⅱ」を通して、大学での学びを実践的に応用し、省察を通して、自身の学びの課題や、子ども観・教育観・保育観の基礎を培う。
	通年	「教育実習事前事後指導」は、教育実習の校種別に行われ、事前指導として、教育実習に参加するにあたって必要な知識や態度を実習内容に即した演習形式で学ぶ。事後指導では、実習の記録をもとに自身の教育・保育活動の振り返りを行い、今後の学びの課題を明確にする。
4年次	前期	特別支援学校実習へ向けて、知的障害児の指導法をより深く学ぶ。また、病弱児の指導法や視覚障害児の特徴や指導法についても学び、特別支援教育の学びを深める。 基礎免許状の課程では、幼稚園課程では「子ども理解の理論と方法」で、実習等で得た実践的な学びもふまえて、子どもを理解するための観察の論点や子どもの発達のアセスメント観点について学ぶことで、自身の子ども観を確立する。小学校課程では「生徒・進路指導論」で、生徒指導の諸問題に応える生徒指導や進路指導のあり方について検討することで、児童観を確かなものにする。また、「教育方法論」では、これまでの学びをふまえて、現代学校の諸課題に対応するための授業の立案や教授方法を考察できるようにする。
	後期	肢体不自由児の指導法についてより深く学び、聴覚障害の特徴や指導法についても概論的に学ぶことで、特別支援学校教諭として最低限必要とされる知識・指導法を理解し、応用できる力を身につける。 また、「教職実践演習（幼・小）」「教職実践演習（幼・保）」で、小学校および幼稚園の教諭としての最低限の資質・能力の育成の確認をする。
	通年	「特別支援教育実習」において、これまでに学んだ知識を応用することができる。児童との関わりの実際を通して、特別な支援ニーズのある子ども達の教育上の課題について理解し、どのように関わることが望ましいのか、指導の基本姿勢を知る。この実習は、実習受け入れ校の都合に合わせる形で実施され、学生により実施時期が異なるため、事前指導は、特別支援学校実習に当たっての心構えや準備等の全体的な指導の他に、実習時期に合わせて個別指導を適宜行う。また、事後指導として自身の実習を振り返り自己課題の確認を行い、自身の障害児教育観や指導法をアップデートする。

様式第7号ウ（特支）

<子ども教育学科>（認定課程：特支一種免（知・肢・病））（基礎免許状となる課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム				その他教職課程に関連のある科目
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目
1年次	前期		日本語Ⅰ		情報処理	
			器楽Ⅰ		基礎英語Ⅰ	
					体育講義	
					体育実技	
	後期	教育心理学	造形		日本国憲法	
		ICT活用の理論と方法			基礎英語Ⅱ	
2年次	前期	初等教科教育法(国語)	理科	食育論		
		教育原理	生活			
		教育相談	音楽Ⅰ			
		教育実習Ⅰ	家庭			
			子ども体育Ⅰ			
	後期	初等教科教育法(理科)	社会			
		初等教科教育法(生活)	算数			
		初等教科教育法(家庭)				
		教職論				
		教育社会学				
		特別支援教育入門				
		教育課程論				
	3年次	初等教科教育法(社会)	子どもと英語Ⅰ			知的障害児の心理・生理・病理
		初等教科教育法(算数)				知的障害児教育論Ⅰ
		初等教科教育法(音楽)				
		初等教科教育法(図画工作)				
		初等教科教育法(体育)				
		初等教科教育法(英語)				
		臨床教育学				
		総合的な学習の時間の指導				
		特別活動の指導				
3年次	後期	道德教育の指導	子どもと英語Ⅱ		特別支援教育概論	
		教育実習Ⅱ			肢体不自由児の心理・生理・病理	
					病弱児の心理・生理・病理	
					肢体不自由児教育論Ⅰ	
					LD等教育総論	
	通年	教育実習事前事後指導				
4年次	前期	教育方法論	児童文学		知的障害児教育論Ⅱ	
		生徒・進路指導論			病弱児教育論	
					視覚障害教育	
	後期	教職実践演習(幼・小)			肢体不自由児教育論Ⅱ	
					聴覚障害教育	
	通年				特別支援教育実習	